

公共下水道事業計画縮小に伴う飯塚市企業局小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の特例を定める要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

飯塚市企業管理者 石 田 慎 二

飯塚市企業局告示第17号

公共下水道事業計画縮小に伴う飯塚市企業局小型浄化槽設置整備事業  
補助金交付要綱の特例を定める要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、企業管理者が公共下水道事業計画を縮小するに当たり、当該縮小の対象となった地域に小型浄化槽を設置することに対し交付する補助金について、飯塚市企業局小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(令和3年飯塚市企業局告示第6号。以下「基礎補助要綱」という。)の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、この告示で定めるものを除くほか、基礎補助要綱において使用する用語の例による。

(補助額の加算)

第3条 公共下水道事業計画から除外することとして企業管理者が別に定める地域において専用住宅に小型浄化槽を設置しようとする者に対する補助金については、基礎補助要綱別表第1に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公共下水道事業計画の縮小に係る福岡県知事の認可の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効の日までに補助金の交付を決定したもののについては、この告示の失効後もなお従前の例による。